放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正案の概要

改正の趣旨

国際原子力機関（IAEA)等が各国の適切な規制のために定めた国際的に共通な標準値（国際免除レベル）を導入することによる放射性同位元素の規制対象範囲の見直し等に伴う規制の合理化等を行う。

改正の概要

1．科学的・合理的な国際標準の導入

① 設計認証を受けた機器に関する規制の合理化を図る。
→設計認証を受けた機器のうち、特に危険性の小さいものについては、使用の届出も不要とする。

② 販売及び賃貸の業を許可制から届出制とし、自ら放射性同位元素を取り扱わない業者への規制の合理化等を図る。

③ 危険性の小さな機器の施設検査及び定期検査を不要にする。

2．管理面における安全性の向上

① 過去の事故事例等を踏まえ、定期検査において施設（ハード）の安全性だけでなく、その使用方法（ソフト）についても検査することとする。

② 使用者等に、放射線取扱主任者に定期的な講習を受けさせることを義務付ける。

3．廃棄物埋設処分の規定の整備

○ 放射性同位元素に係る廃棄物についても、最終的な処分に必要な廃棄体及び廃棄施設の確認に関する規定等を整備する。

（別紙）

国際的に共通な標準値（規制対象下限値）の取り入れ

◆　国際原子力機関(IAEA)などの国際機関が共同で策定した「**国際基本安全基準**」に記載

◆　被ばく経路（シナリオ）を仮定し、**科学的根拠に基づいて核種ごとに算出**した数値基準（**規制を免除する**核種ごとの**放射能**（Bq）、**放射能濃度**（Bq/g））

◆　ヨーロッパを中心に**主要国で国内規制への取り入れを実施済**

↓

◆　放射性物質の**国際間の移動に伴う国際的整合性**を考慮すれば**国内法令に取り入れることが適切**（放射線審議会基本部会報告書）

◆　取り入れにより放射性同位元素の安全規制が**より科学的かつ合理的**なものとなり、**貿易や国際輸送の円滑化、安全性向上**が図られる

↓

世界共通の基準を国内規制に取り入れることが必要

1．科学的･合理的な国際標準の導入

①　設計認証による規制の合理化

国際的に共通な標準値（規制対象下限値）の導入
→　放射性同位元素の数量、濃度の小さい機器が新たに規制の対象
↓
煙感知器など（安全性が高い、数多く普及、市民生活に密着）も含まれる
→　機器のリスク、利用実態に応じた合理的な規制を構築

既存の使用の許可、届出に特例を追加

国による設計認証
（図面、放射線量、使用条件等を確認）

製造者等による申請

ラベル表示、取扱説明書
添付などの義務

特に危険性の小さいもの
（大臣が個別に指定）

使用開始後の届出
大幅に緩和された規制
（事故時の届出、廃止時の届出など）

具体例：微量環境分析機器（ガス
クロマトグラフ）、
放射線測定器校正用線源

届出なし
適切な廃棄等

具体例：煙感知器、
切換放電管（レーダ受信部）

② 販売業・賃貸業の規制合理化

現行法では、自ら放射性同位元素を取り扱う販売業、賃貸業を想定

→ 通常の流通と同様、中間業者として書類上の販売のみを行う事業者が多数存在
直接取り扱わないリース契約のニーズの高まり

現 行

改正後

事例 1

放射性同位元素等を**直接取り扱う**販売／賃貸の場合

例）製造業者、
レンタル業者（自らの在庫を貸出）

販売／賃貸の許可 ——書類上の業務——▶ 販売／賃貸の届出

販売・賃貸に係る記帳の義務等
＋

使用の許可 ——実際の取扱い——▶ 使用の許可

機器製造など直接取り扱う線源の使用に係る規制

<販売・賃貸の業と使用を合理的に分離>

事例 2

放射性同位元素を**直接取り扱わない**販売／賃貸の場合

例）書類上での販売を行う販売店、
実物を扱わないリース業者
（製造者から使用者に直接納入、所有権のみ）

販売／賃貸の許可 ——書類上の業務——▶ 販売／賃貸の届出

自ら取扱施設を持つことを前提にした規制

取扱いの実態に則した合理的な規制

<届出のみで業務が可能>

③ 施設検査 定期検査の合理化

- 従来保有する数量のみで検査対象を決定していたが、放射性同位元素の種類、使用方法、機器の構造等を踏まえた危険性を考慮し、検査対象を決定することが合理的
- 国際原子力機関（IAEA）において機器の種類毎に危険性を分類する考え方を採用（2003年）

→ 検査対象を機器指定し、危険性の小さな機器の規制を合理化

施設検査 ： 施設使用前の検査
定期検査 ： 3年又は5年毎の検査

	現 行	改正後
	一定の放射能以上の事業者が検査対象	リスクの高い線源を機器毎に指定
リスクの高い線源を使用する事業者	対象	対象
リスクの低い線源を多数使用する事業者 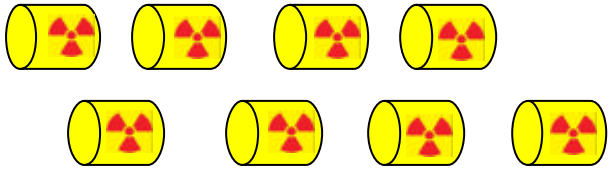	対象（放射能の合計が規制値を超えるとき）	**対象外** 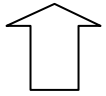 （1つ1つのリスクは低いため、規制を合理化）

2 管理面における安全性の向上

① 定期検査項目の見直し

定期検査とは、大規模な事業所に対し、一定期間毎に国が行う検査

具体的な対象）
＜従　来＞密　封：111TBq以上、非密封：740MBq以上（1群換算）、放射線発生装置
＜改正後＞密　封：放射線障害を及ぼす恐れの多い機器を文部科学大臣が指定、
非密封：規制下限値の10万倍以上、放射線発生装置

現行の検査項目

ハード面

＝　しゃへい能力が申請書に適合しているかなど施設面の検査

ハード面よりもソフト面に起因した事故の割合が高い

H10～14の法令報告事故23件のうち18件（78%）

例）教育訓練の不備による誤操作
管理の不備による紛失

改正後の検査項目

ハード面
＋
ソフト面

＝　被ばく管理、教育訓練の実施状況など安全管理面の検査

過度の負担にならない様、運用面で工夫

①合理的な検査の実施体制の検討
②立入検査（全事業者対象、ハード+ソフト面）の対象を、問題のある事業所への抜き打ち検査等に重点化

② 放射線取扱主任者の定期講習の義務付け

新たな科学的知見・利用形態、それらにあわせた法令改正等の変化
→ 定期的な講習の義務はなく、技術的能力の維持は自発的な研修等のみ
↓
法令改正等の詳細の周知、事故から得られた教訓による再発防止等については、
制度として位置づけられるべき

現 行

試験・講習による放射線取扱主任者
資格取得後 → **その後の講習や更新の義務なし**

・法令の改正
　国際基準の取入れ
　新たな科学的知見
・事故から得られた教訓 等

改正後

試験・講習による放射線取扱主任者
資格取得後 → 施設毎に選任されている主任者に
定期的な講習を義務付け

3. 廃棄物埋設処分の規定の整備

放射性同位元素の利用に伴い発生する放射性廃棄物

●衣類・手袋　●ガラスビン・プラスチックビン　●金属部品　等

従来

焼却・圧縮など

従来

保管のための施設で永久保管

（平成14年度末で**21．6万本**（200リットルドラム缶）

- 保管廃棄されている**廃棄物は年々増加**
- 埋設処分できないことは**事業者の大きな負担**
- **原子炉等規制法では埋設事業**が進んでいる
- **海外では一般的**に埋設処分が行われている

今回の改正

原子力委員会

国は安全かつ合理的な処理処分が的確に実施されるよう、適切に対応することが重要である」
（平成10年 5月　原子力バックエンド対策専門部会）

原子力安全委員会

基本的に原子炉廃棄物の浅地中処分と同様の考え方が適用できると考えられる」
（平成16年 1月　原子力安全総合専門部会）

最終処分場への埋設処分を可能に

廃棄物を埋設する場合に行う確認を法律に規定
（廃棄物埋設施設及び廃棄体の確認）